

## 緊急地震速報の本運用開始に係る検討会運営要綱(案)

## (目的)

第1条 緊急地震速報の本運用を混乱なく開始するための方策等について検討し、気象庁に提言することを目的として、緊急地震速報の本運用開始に係る検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

## (任務)

第2条 検討会は、次の事項について検討し、気象庁に提言するものとする。

- (1) 特定利用者(現時点においても緊急地震速報を混乱なく利用できると考えられる者をいう。以下同じ。)における情報利活用に関する留意事項
- (2) 特定利用者以外の一般利用者に対する緊急地震速報の発表基準、情報内容、提供方法
- (3) 一般利用者の利用の「心得」
- (4) 緊急地震速報の認知度向上等のための啓発・広報の方策
- (5) その他緊急地震速報の利活用の推進にあたり必要な事項

## (検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理する。
- 4 座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 検討会に座長代理を置き、座長がこれを指名する。
- 6 座長に事故がある場合は、座長代理が座長の職務を代理する。

## (会議の公開)

第4条 検討会の会議並びに検討会の資料及び議事録については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで会議並びに検討会の資料及び議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

## (委員以外の者の発言の要請)

第5条 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、発言を求めることができる。

## (事務局)

第6条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部管理課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

## 附則

この要綱の施行期間は、平成17年11月17日から委員会の検討が終了するまでとする。